平成２９年度 第２回 四国地方整備局事業評価監視委員会
の開催結果（速報）

１．日　時　：平成２９年１２月　５日（火）１５：００～１７：００

２．会　場　：高松サンポート合同庁舎北館　１３階災害対策室

３．出席者

委　　員：山中委員長、石原委員、岡部委員、倉内委員

四国地整：局長、次長、次長兼総務部長、企画部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長　他

４．議事内容

○再評価（7 件）

・高知海岸直轄海岸保全施設整備事業
・一般国道 55 号　安芸道路
・一般国道 56 号　中村宿毛道路
・一般国道 11 号　川之江三島バイパス
・一般国道 33 号　高知西バイパス
・高松港朝日地区国際物流ターミナル整備事業
・室津港室津地区避難港整備事業

○事後評価（1 件）

・一般国道 32 号　綾南・綾歌・満濃バイパス

○報告（3 件）

・那賀川総合水系環境整備事業
・重信川直轄河川改修事業
・仁淀川総合水系環境整備事業

５．審議結果

〇再評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

・高知海岸直轄海岸保全施設整備事業

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

・一般国道 55 号　安芸道路

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

・一般国道 56 号　中村宿毛道路

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

・一般国道 11 号　川之江三島バイパス

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

・一般国道 33 号　高知西バイパス

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

・高松港朝日地区国際物流ターミナル整備事業

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

・室津港室津地区避難港整備事業

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

〇事後評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

・「今後の事後評価の必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。

〇報告結果

・那賀川総合水系環境整備事業

・重信川直轄河川改修事業

・仁淀川総合水系環境整備事業

の審議結果について報告を行った。

以　上